平成２５年（フ）第８８号
栃木県佐野市山菅町3693番地28、前住所東京都目黒区中央町２丁目33番12号　フラットフォレスト101
債務者　石澤　卓也
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第１１１号
栃木県佐野市赤坂町53番地
債務者　丸山　亜希（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第１１３２号
東京都青梅市河辺町８丁目７番地の３パークサイドハウス河辺305
債務者　河内美智子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５５８号
岡山市南区浜野４丁目18番10号ミルフィーユA202、旧住所岡山市南区福田236番地15ディアス鳳202号
債務者　大嶋　一則
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５６５号
岡山市南区新保912番地４
債務者　土橋　早苗
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５９６号
岡山県玉野市田井５丁目30番５号
債務者　長﨑　　充
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４９９号
静岡県浜松市東区神立町140番地の５　ベルミーB102号、前住所静岡県浜松市東区西塚町302番地の１　サーパス西塚柳通り102号
債務者　堀江　　将
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５５６号
静岡県磐田市池田1158番地１　ルシード池田305号室
債務者　継田　　聖
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５９０号
静岡県袋井市山科2843番地の１　こおぷひさの202号室
債務者　平林　輝彦
1　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５９１号
静岡県浜松市西区雄踏町宇布見5363番地の６
債務者　中村　俊江
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第８１号
島根県出雲市大津町325番地　神谷アパート２
債務者　山根　美奈
1　決定年月日時　平成25年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後３時
松江地方裁判所出雲支部

破産手続廃止の取消決定確定及び破産手続開始に伴う事項の決定

次の破産事件について、当裁判所が平成25年11月26日午後５時の破産手続開始決定と同時にした破産手続廃止決定を取り消し、同決定は平成25年12月25日に確定したから、破産法216条６項、31条によって次のとおり決定する。なお、破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１８４６号
横浜市金沢区寺前１丁目11番９号
破産者　粟飯原賢次
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　破産管財人　弁護士　鈴木　洋平
3　破産債権の届出期間　平成26年１月27日まで
4　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２５年（フ）第７１７２号
東京都港区浜松町２丁目２番15号
破産者　株式会社テクノ・シーウェイズ
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９８号
静岡市駿河区下島188番地の１
破産者　有限会社システム・ランド
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２７５号
静岡市葵区水道町160番地
破産者　エー・イー・ビー株式会社
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部